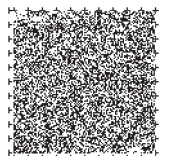
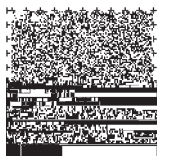


第 3 部
成果指標
(数值目標)



付属資料



人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講じることが必要で



ればならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5

当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所

体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学

事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保



童対策地域協議会を活用し、援助が必要な子どもやその家庭に関する情報を関係機関で共有し、必要に応じて、母子保健サービスや子育て支援サービス等により援助を行うことが

27男女第161号
平成27年5月13日

福岡県男女共同参画審議会会長 殿

福 岡 県 知 事

第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画
の考え方について（諮問）

福岡県男女共同参画推進条例（平成13年福岡県条例第43号）第22条第2項第1
号の規定に基づき、第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する
基本計画の

平成27年11月24日

福岡県知事 小川 洋 殿

福岡県男女共同参画審議会
会 長 野 口 郁 子

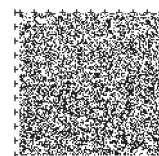
第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画
の考え方について（答申）

平成27年5月13日付27男女第161号で諮問のあった「第3次福岡県配偶者
からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の考え方について」の当審議
会の意見は別添のとおりです。

福岡県男女共同参画審議会委員名簿

(平成27年11月24日現在 50音順 敬称略)

氏名	所属団体等	備考
大島 まな	九州女子大学教授	
甲斐 能枝	福岡労働局雇用均等室長	
久池井 啓江	【公募委員】	
篠崎 正美	九州ハピテーション有限公司代表取締役	DV計画部会会長
津田 泰夫	公益社団法人福岡県医師会常任理事	
中嶋 玲子	NPO法人住みよいあさくらをめざす風おこしの会理事長	
中村 高明	株式会社紀之国屋会長	
西田 明紀	【公募委員】	
西本 祥子	北九州市立男女共同参画センター所長	DV計画部会副会長
二宮 正人	北九州市立大学法学部教授	
野口 郁子	福岡市人事委員会委員	審議会会長
野沢 俊司	毎日新聞西部本社編集局長	
原田 千賀子	福岡県立光陵高等学校長	
張本 邦雄	TOTO株式会社 代表取締役会長	審議会副会長
福島 康夫	福島法律事務所 弁護士	
藤田 君子	(社福)福岡県母子寡婦福祉連合会理事長	
星野 洋子	福岡県男女共同参画推進連絡会議会長	
宮崎 康輔	【公募委員】	
山口 朋宏	日本労働組合総連合会福岡県連合会 政策・労働条件局 次長	
吉廣 啓子	福岡県町村会 (苅田町長)	

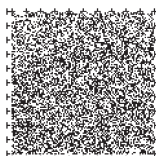




福岡県

第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び
被害者の保護等に関する基本計画

発行 平成28年3月
編集 福岡県新社会推進部男女共同参画推進課



福岡県新社会推進部男女共同参画推進課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
TEL 092-643-3409 FAX 092-643-3392
E-Mail danjo@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県行政資料

分類記号 HA	所属コード 4300400
登録年度 27	登録番号 0001